

自家発焚き増しに向けてのルール整備

- 昨冬の需給ひっ迫時、自家発保有事業者とあらかじめ契約を結んでいた小売電気事業者やアグリゲーターを通さず、一般送配電事業者から自家発保有事業者に対して自家発焚き増しの要請が直接行われた点が課題となった。
- このため、今後は、(1) 小売電気事業者やアグリゲーターと需給ひっ迫時に備えた契約がある場合はそれらの事業者から、(2) そのような契約がない場合は一般送配電事業者から直接、自家発の焚き増し協力を要請することとし、以下の対応を定めた。

(一般送配電事業者) 平時から、自ら有する自家発事業者に関する情報等を元に、需給ひっ迫時に焚き増しを依頼する可能性のある自家発保有事業者のリストを整備。それらの事業者とは、必要に応じ、あらかじめ非常時に備えた意見交換を実施。

(小売電気事業者及びアグリゲーター) 需給ひっ迫時に備え、自らと主にDR契約を結んでいる自家発保有事業者のリストを整備した上で、同リストについて、一般送配電事業者に対し、守秘義務契約を結んだ上で情報提供を行う。

※経済産業省のHPにおいて、情報提供のための一般送配電事業者の窓口一覧、フォーマット等を公開予定。

